

1号介護保険料と要介護認定率による岩手県の介護保険の分析 — 保険者機能強化推進交付金の実施を控えて —

鈴木力雄

An Analysis of Iwate Prefecture's Long-term Care Insurance Based on the Primary Insured Person's Long-term Care Insurance Premium and the Certification Rate of Needed Long-term Care—Awaiting the Introduction of Subsidy to Promote the Enhancement of Insurer's Functions —

SUZUKI Rikio

1号介護保険料について、岩手県は第5期までは全国平均を下回っていたが、第6期からは上回っている。次に、要介護認定率では、岩手県は第7期まで概ね全国平均を上回っている。そして、岩手県内保険者において、1号介護保険料と要介護認定率の相関が弱まっており、近年は無相関と言える。

さらに、保険者機能強化推進交付金がまだ実施されていないにも関わらず、岩手県では、1号介護保険料の上昇が抑えられている保険者、要介護認定率が低下している保険者が増えている。

キーワード：介護保険料 要介護認定率 保険者機能強化推進交付金

In terms of long-term care insurance premiums for primary insured individuals, Iwate Prefecture exceeded the national average in the sixth period, even though their premium had been lower than the national average up until the fifth period. In terms of the certification rate of needed long-term care, Iwate Prefecture has generally been above the national average up until the seventh period. Consequently, the correlation between the long-term care insurance premium for the primary insured person and the certification rate of long-term care needed among the insured in Iwate Prefecture has weakened; it can be said in recent years, there has been no correction.

Furthermore, despite the fact that a subsidy to promote the enhancement of the insurer's function has not yet been implemented in Iwate Prefecture, there has been an increase in the number of primary insured individuals whose insurance premium has not risen, as well as in the percentage of insured individuals who have not been certified as needing long-term care.

Keywords : long-term care insurance premium, certification rate of needed long-term care, subsidy to promote the enhancement of insurer's functions

I. はじめに

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、2017年5月に成立した。改正の主な内容の一つとして「地域包括ケアシステムの深化・推進」が挙げられているが、その中でも「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取

り組みの推進」に注目したい。そこでは、保険者機能の推進のための根拠として、埼玉県和光市や大分県を先進的な取り組みを行っている例として引き合いに出し、「認定率の低下」や「保険料の上昇抑制」をうたっている（厚生労働省,2017）。

そのための手法として、財政的インセンティブを付

与するしくみが設けられることになった。具体的には、「保険者機能強化推進交付金」と呼ばれるもので、市町村分の交付額の算定方法は、各市町村の「評価指標ごとの加点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の算出点数×各市町村の第1号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、交付するとしている。評価指標の1つとして、要介護状態の維持・改善の状況等が位置づけられており、それらの高低ではなく、維持・改善の度合いとしている点の特徴である（WAM NET, 2018）。

「保険者機能強化推進交付金」の実施は、2018年度からであり、その前に1号介護保険料や要介護認定率の状況を確認しておく必要があると考えたため、岩手県を例にそれらの状況について把握することを研究の目的とする。

研究方法としては、公表されている統計データを用いて分析する。したがって、個人に対する倫理的配慮が必要な研究には該当しない。

国立情報学研究所が運営する学術論文データベース CiNii Articles において論文検索を行ったが、「介護保険料」に関する先行研究については、岩手県や東北を扱ったものは見いだすことができなかった。一方で、「要介護認定率」については、1つだけ挙げることができる。南園は、秋田県と全国の要介護認定率の比較を行い、全国に比べて秋田県の要介護認定率が高いことを明らかにしている（南園, 2018）。このように、岩手県あるいは東北に焦点を当てた先行研究は乏しい状況である。

本稿の構成は、岩手県の状況に触れる前に東北各県の状況を見るため、「Ⅱ. 東北各県の状況」において、1号介護保険料、要介護認定率の状況を述べる。次に、「Ⅲ. 岩手県の状況」では、同様に岩手県内の介護保険者について、それらの状況をまとめる。そして、最後に「Ⅳ. おわりに」において結論を述べる。

Ⅱ. 東北各県の状況

東北における岩手県の位置を把握するため、本節では東北各県の状況を見ていくことにする。

1. 東北各県の1号介護保険料の推移

図1は、東北各県ごとに、これまでの1号介護保険料の平均(加重平均)の推移を示したものである。なお、本稿において、1号介護保険料とは1号介護保険料の基準額を月額（月額が不明な場合は、年額を12カ月で除した金額）で表したものとする。

まず、岩手県を全国と比較すると、第5期までは全国平均を下回っていたが、第6期からは上回っていることが分かる。もう少し詳細に見ると、第1期(-43円)から第3期(-404円)まではその差が拡大していたが、それ以降は縮小に転じ、第6期(+60円)ではついに上回り、第7期(+86円)ではその差が若干拡大した。東北各県と全国を比較すると、青森県を除き、第3期ぐらいまでは全国平均を下回っていたが、第6・7期になると、宮城県を除き全国平均を上回っている。都道府県別に見た1号介護保険料については、これまで「西高東低の傾向」と指摘されていたが（財団法人厚生統計協会, 2008, p.110）、近年はその傾向が東北各県には当てはまらなくなってきたことが分かる。

次に、岩手県と東北各県を比較すると、第1期では高い方から3番目であったが、第2期から第4期にかけ4番目となり、第5期で3番目に戻ったものの、第6・7期では5番目と下から数えた方が早くなっている。全体的に見れば、東北の中では中位を占めてきたことが分かる。ちなみに、青森は全期を通して1番目、秋田は2番目と、保険料の相対的な高さが目立っており、全国的に見ても第7期において青森は3番目、秋田は6番目に位置している。

2. 東北各県の要介護認定率の推移

図2は、これまでの要介護認定率の推移について、東北各県ごとに平均(加重平均)を示したものである。横軸は、介護保険の各期の初年度を取り上げ、2000年度から3年ごとに推移を示した。なお、2018年度の統計は執筆時点で公表されていないため、2017年度で代替した。なお、本稿において、要介護認定率とは、第1号被保険者数に占める第1号被保険者要介護認定者数の割合とした。

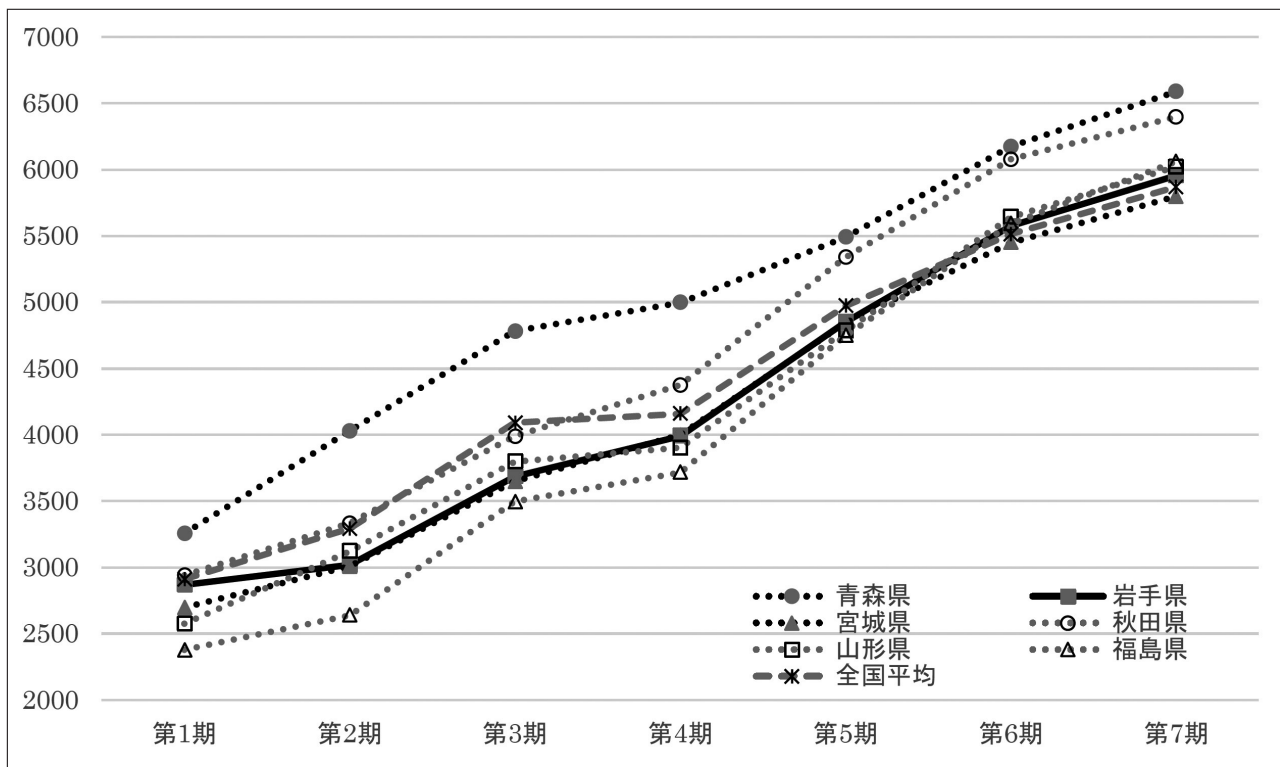


図1 東北における1号介護保険料(円)の推移

(出典) 第1～3期は、財団法人厚生統計協会編「図説 統計でわかる介護保険 2008 介護保険統計データブック」財団法人厚生統計協会 p.110。第4～7期は、厚生労働省の各計画期における「介護保険の第1号保険料について」。

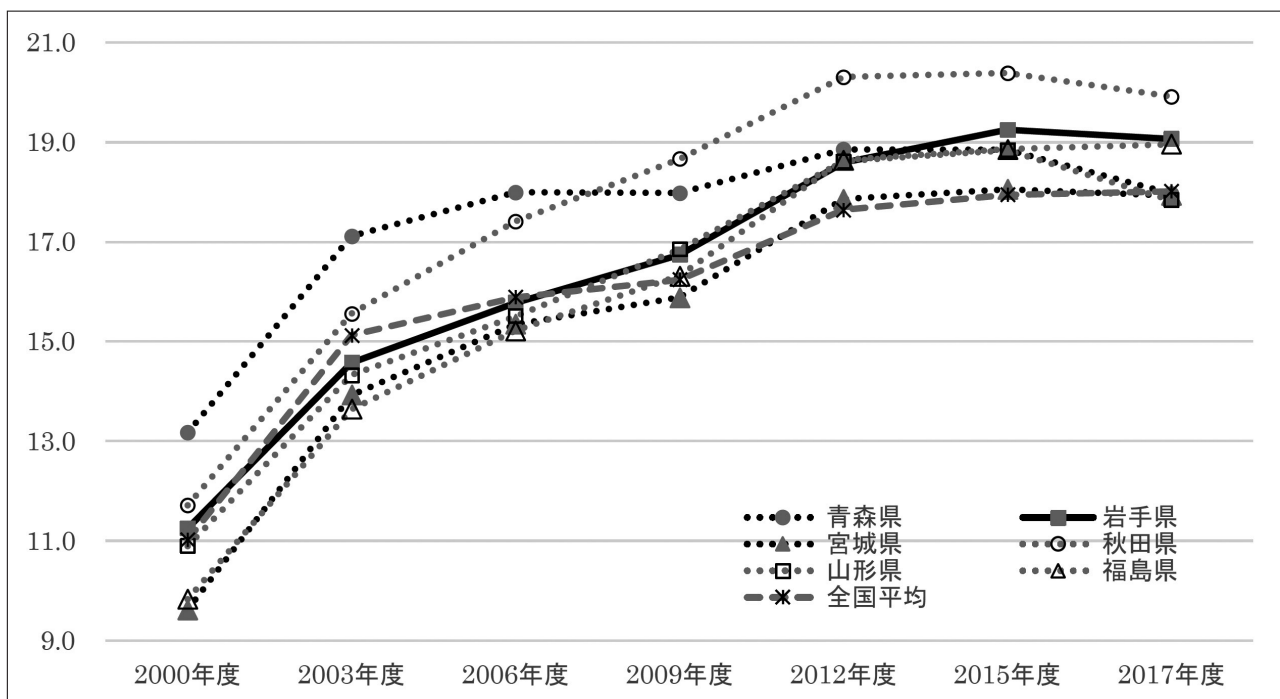


図2 東北における要介護認定率(%)の推移

(出典) 各年度の介護保険事業状況報告(年度)。ただし、2017年度のみ介護保険事業状況報告(暫定)。

まず、岩手県を全国平均と比較すると、2003年度と2006年度を除き、全ての年度で全国平均を上回っている。もう少し詳細に見ると、2000年度から2009

年度にかけて、その差は±0.5ポイントの範囲に収まっていたが、2012年度から2017年度にかけては、1.0ポイント以上上回っている状態が続いている。

次に、岩手県と東北各県を比較すると、2000年度から2006年度にかけては高い方から3番目であったが、2009年度には4番目、2012年度には5番目と順位を下げ、2015年度にはいきなり2番目となり、2017年度もその順位を維持している。また、全国平均は一貫して上昇しているのに対し、東北では福島を除き、2015年度あるいは2017年度には低下していることが、特徴として挙げられる。

しかし、だからといって、人口の高齢化が止まった

わけではないことに注意が必要である。要介護認定率と関連が強いと考えられる75歳以上人口比について(小林,2011)、東北各県の推移を見ると(図3)、右肩上がりに上昇が続いている。また、大澤によると、東日本大震災によって「震災後被災地では要介護認定率が高くなっている」との指摘があり(大澤,2015)、上記のような変化はこれら以外の要因が働いていると推測される。

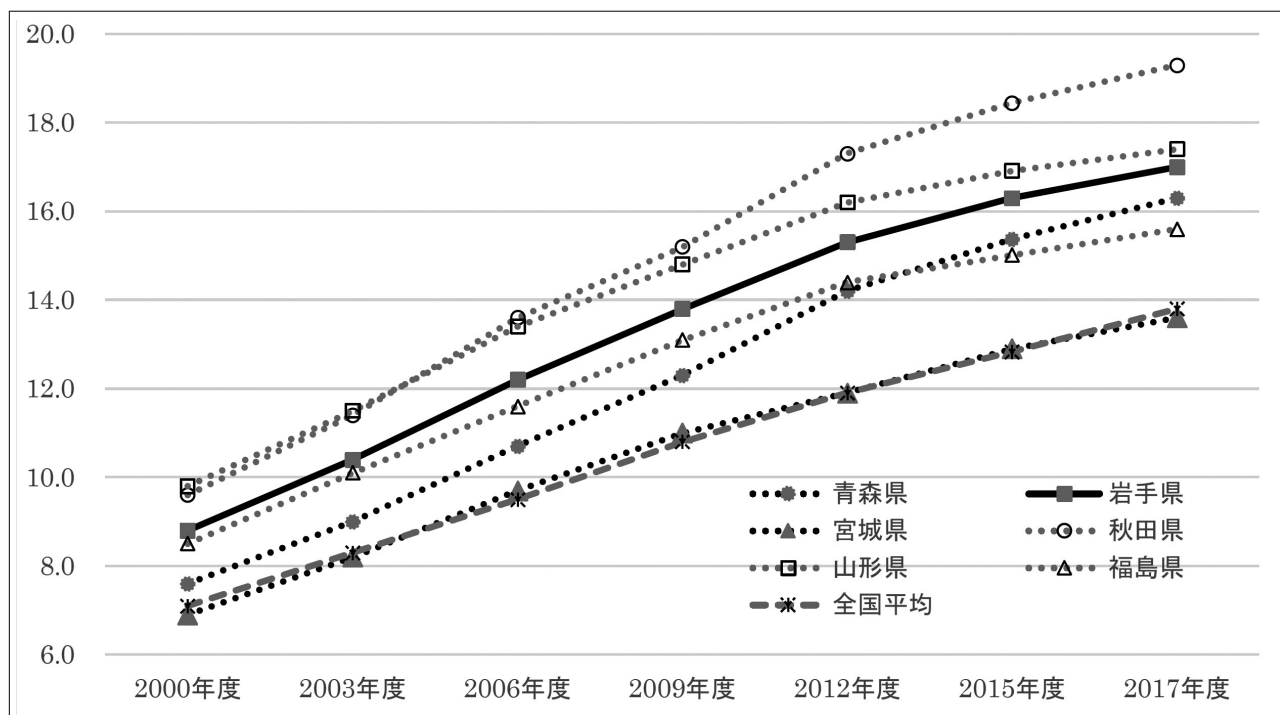


図3 東北における75歳以上人口比(%)の推移

(出典) 総務省「人口推計」。ただし、2017年度は概算、2000年度および2015年度は「国勢調査」。

3. 1号介護保険料と要介護認定率からみた東北各県

1号介護保険料と要介護認定率から、都道府県を分類することで、全国における東北各県の相対的な位置を確認する。そのため、要介護認定率を横軸、1号介護保険料を縦軸とする散布図を用いる。分析は、要介護認定率の推移と同様に、2000年度から3年ごとに行ったが、本稿では介護保険制度のスタート年である2000年度に加え、大きく変化が生じた2009年度、2015年度を取り上げる(図4~6)。

まず、2000年度を見るが、散布図は都道府県に加え全国平均の値も示した。そして、全国平均のプロットを原点として十字に区分し、都道府県を分類した(図4)。これによれば、岩手県は全国平均のプロットに最も近く、秋田県では1号介護保険料は全国平均に近い

が要介護認定率は若干高い。山形県では、要介護認定率は全国平均に近いが、1号介護保険料は低くなっている。一方、青森県は1号介護保険料、要介護認定率ともに全国平均より高い。さらに、宮城県や福島県は、1号介護保険料、要介護認定率ともに全国平均より低い。

次に、2009年度になると、宮城県や岩手県は全国平均のプロットにやや近く、福島県では1号介護保険料は全国平均に近いが要介護認定率は低くなっている。山形県では、要介護認定率は全国平均よりやや高いにも関わらず、1号介護保険料はやや低くなっている。一方、青森県は1号介護保険料、要介護認定率ともに全国平均より高い。そして、秋田県も要介護認定率は全国平均より高く、1号介護保険料もやや高く

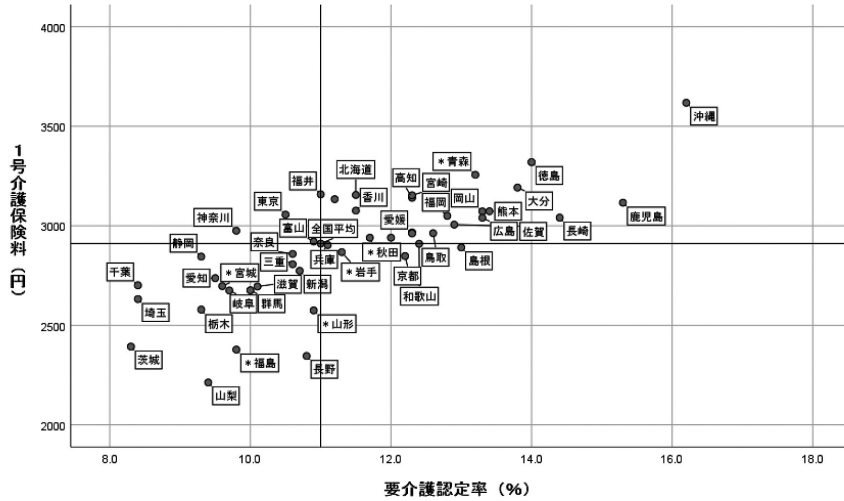


図4 都道府県による1号介護保険料と要介護認定率の散布図（2000年度）
 (注) 東北各県には県名の前に*を付した。

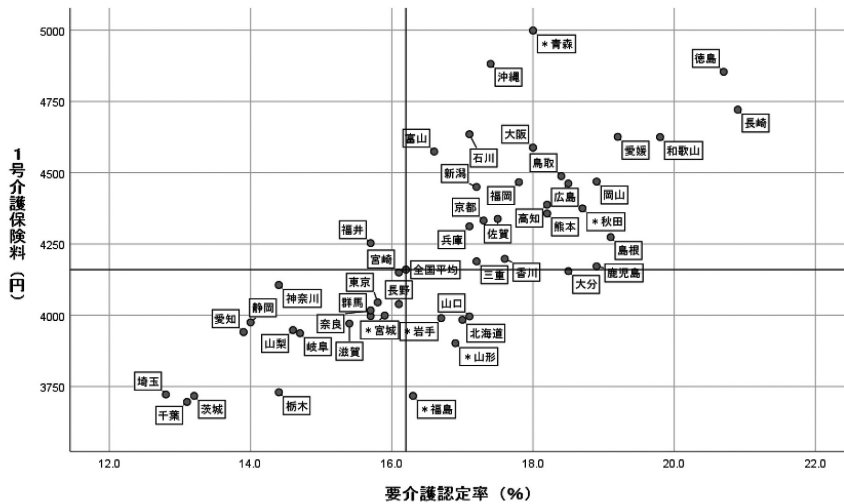


図5 都道府県による1号介護保険料と要介護認定率の散布図（2009年度）
 (注) 東北各県には県名の前に*を付した。

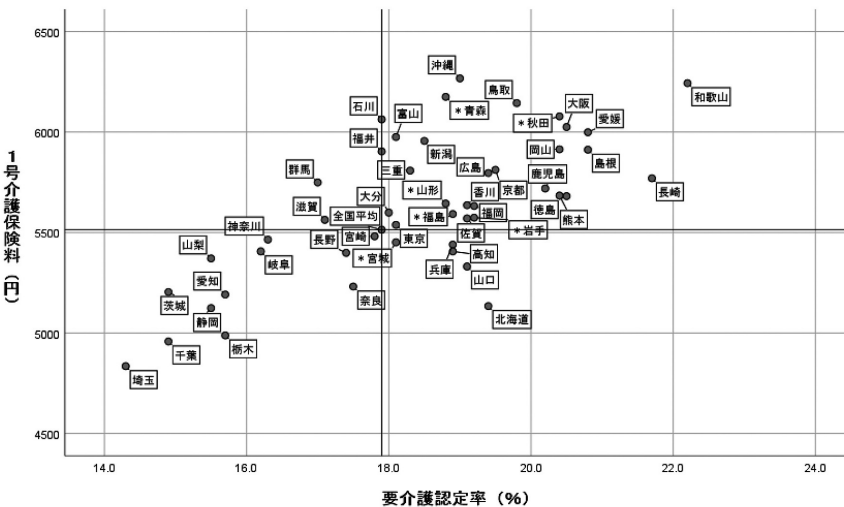


図6 都道府県による1号介護保険料と要介護認定率の散布図（2015年度）
 (注) 東北各県には県名の前に*を付した。

なっている。

最後に、2015年度では、やはり宮城県は全国平均のプロットに近く、山形県、福島県、岩手県は1号介護保険料も要介護認定率もやや高くなっている。一方、青森県に変わって秋田県が1号介護保険料、要介護認定率ともに全国平均より高く、青森県は、1号介護保険料は高いものの、要介護認定率はやや高いレベルに留まっている。

東北各県の全国から見た相対的な位置について、年度をおってみると、2000年度では全国平均に比べて1号介護保険料が低い所があったが、年度を経るごとに全国平均より右上（1号介護保険料も要介護認定率も高い）に移ってきていることが分かる。ただし、東北の中でも青森県だけは特殊で、2000年度から右上にあり、1号介護保険料は高いまま、年度を経るごとに要介護認定率は全国平均の値に近づいていっている。2015年度には、むしろ秋田県の方が1号介護保険料も要介護認定率も高い位置に占めるようになっていく。また、東北の中における岩手県の位置を見ると、極端に高い・低いはなく、中間的な位置を占めていることが分かる。

Ⅲ. 岩手県の状況

前節において、東北における1号介護保険料と要介護認定率の状況が確認できたので、それを踏まえ、岩手県の状況について見ていくことにする。

1. 岩手県における1号介護保険料の推移

表1は、第4期（2009～2011年）から第7期（2018～2020年）までの岩手県内の介護保険者の1号介護保険料をまとめたものである。

介護保険計画期ごとに見ていくと、第4期では、高い方から盛岡市の4,308円、続いて滝沢村（現滝沢市）の4,300円、北上市の4,275円となっており、低い方からは雫石町の3,338円、奥州市の3,451円、紫波町の3,483円と続いている。両者の間には、千円程度の差があることが分かる。

第5期では、同様に高い方からは盛岡北部行政事務組合（八幡平市、葛巻町、岩手町）の5,425円、続いて西和賀町と金ケ崎町が5,200円と同額で並んでいる。低い方からは山田町の4,050円、住田町の4,300円、奥州市の4,333円となっており、奥州市を除き、いずれも第4期とは顔ぶれが変わっている。

第6期では、高い方からは盛岡市の6,175円、西和

賀町の6,100円、二戸地区広域行政事務組合（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）の6,070円、矢巾町の6,500円となっており、盛岡市は第4期から返り咲き、西和賀町は第5期に続いて上位に顔を見せている。低い方からは、釜石市の4,675円、滝沢市の4,760円、花巻市の4,858円と、こちらは新しい顔ぶれだが、滝沢市が第4期では2位だったものが、第6期では23位となり、対照的である。最高額と最低額の差も、千五百円近くまで拡大している。

表1 岩手県内保険者の1号介護保険料

| 保険者 | 第7期(2018～20年度) | | | 第6期(2015～17年度) | | | 第5期(2012～14年度) | | | 第4期(2009～2011年度) | | |
|--------------------|----------------|----|------|----------------|----|------|----------------|----|------|------------------|----|------|
| | 1号介護保険料 (円) | 順位 | 対前期比 | 1号介護保険料 (円) | 順位 | 対前期比 | 1号介護保険料 (円) | 順位 | 対前期比 | 1号介護保険料 (円) | 順位 | 対前期比 |
| 盛岡 | 6,175 | 10 | 1.00 | 6,175 | 1 | 1.18 | 5,242 | 4 | 1.22 | 4,308 | 1 | |
| 宮古 | 6,250 | 8 | 1.06 | 5,900 | 8 | 1.16 | 5,100 | 6 | 1.30 | 3,931 | 15 | |
| 大船渡 | 5,490 | 19 | 1.09 | 5,010 | 17 | 1.08 | 4,650 | 17 | 1.15 | 4,040 | 19 | |
| 花巻 | 5,958 | 17 | 1.23 | 4,858 | 22 | 1.00 | 4,858 | 9 | 1.15 | 4,209 | 5 | |
| 北上 | 6,108 | 12 | 1.18 | 5,167 | 16 | 1.15 | 4,508 | 20 | 1.05 | 4,275 | 3 | |
| 遠野 | 5,425 | 20 | 1.09 | 4,995 | 20 | 1.15 | 4,360 | 21 | 1.22 | 3,583 | 22 | |
| 陸前高田 | 6,200 | 9 | 1.03 | 6,000 | 4 | 1.24 | 4,850 | 10 | 1.21 | 4,000 | 11 | |
| 釜石 | 5,325 | 22 | 1.14 | 4,675 | 24 | 1.00 | 4,675 | 16 | 1.17 | 3,995 | 13 | |
| 奥州 | 5,200 | 23 | 1.04 | 5,000 | 18 | 1.15 | 4,333 | 22 | 1.26 | 3,451 | 24 | |
| 雫石 | 6,367 | 6 | 1.12 | 5,700 | 10 | 1.20 | 4,740 | 15 | 1.42 | 3,338 | 25 | |
| 滝沢 | 6,030 | 15 | 1.27 | 4,760 | 23 | 1.00 | 4,760 | 14 | 1.11 | 4,300 | 2 | |
| 紫波 | 6,483 | 4 | 1.09 | 5,942 | 7 | 1.31 | 4,542 | 19 | 1.30 | 3,483 | 23 | |
| 矢巾 | 6,500 | 3 | 1.14 | 5,700 | 10 | 1.19 | 4,800 | 11 | 1.13 | 4,250 | 4 | |
| 西和賀 | 8,100 | 1 | 1.33 | 6,100 | 2 | 1.15 | 5,300 | 2 | 1.28 | 4,150 | 6 | |
| 金ケ崎 | 5,200 | 23 | 0.96 | 5,400 | 14 | 1.02 | 5,300 | 2 | 1.46 | 3,633 | 20 | |
| 住田 | 6,300 | 7 | 1.05 | 6,000 | 4 | 1.40 | 4,300 | 23 | 1.15 | 3,750 | 19 | |
| 大槌 | 6,075 | 13 | 1.11 | 5,492 | 12 | 1.12 | 4,892 | 8 | 1.18 | 4,150 | 6 | |
| 山田 | 5,375 | 21 | 1.08 | 5,000 | 18 | 1.23 | 4,050 | 24 | 1.01 | 4,000 | 11 | |
| 岩泉 | 6,400 | 5 | 1.08 | 5,900 | 8 | 1.13 | 5,200 | 5 | 1.27 | 4,094 | 8 | |
| 田野畑 | 6,700 | 2 | 1.12 | 5,892 | 6 | 1.31 | 4,583 | 18 | 1.27 | 3,620 | 21 | |
| 二戸地区 ¹⁾ | 6,070 | 14 | 1.00 | 6,070 | 3 | 1.19 | 5,095 | 7 | 1.26 | 4,058 | 9 | |
| 盛岡北部 ²⁾ | 6,126 | 11 | 1.25 | 4,883 | 21 | 0.90 | 5,425 | 1 | 1.39 | 3,904 | 17 | |
| 久慈広域 ³⁾ | 5,970 | 16 | 1.10 | 5,420 | 13 | 1.14 | 4,770 | 13 | 1.22 | 3,900 | 16 | |
| 一関地区 ⁴⁾ | 5,958 | 17 | 1.15 | 5,192 | 15 | 1.08 | 4,797 | 12 | 1.23 | 3,909 | 16 | |
| 旧川井村 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,924 | 14 | |
| 岩手県 | 5,955 | - | 1.07 | 5,577 | - | 1.15 | 4,851 | - | 1.22 | 3,950 | - | |

(注1) 1)～4)は、それぞれ以下の団体を指す。1)：二戸地区広域行政事務組合（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）、2)：盛岡北部行政事務組合（八幡平市、葛巻町、岩手町）、3)：久慈広域連合（久慈市、普代村、洋野町、野田村）、4)：一関地区広域行政組合（一関市、平泉町）

(注2) 1号介護保険料は、基準額を月額で示した。また、対前期比は、前期を1とした場合の数値である。

(出典) 各保険者のホームページ（介護保険事業計画、介護保険条例を含む）より、鈴木力雄が作成した。ただし、第4期に関しては、厚生労働省「第4期計画期間における第1号保険料について」に基づく。

第7期では、高い方から西和賀町の8,100円、田野畑村の6,700円、矢巾町の6,500円となっており、常に上位を占めてきた西和賀町が頭一つ抜き出した金額で最上位となっている。低い方からは、奥州市と金ケ崎町が5,200円と同額で並び、続いて釜石市の5,325円となっている。釜石市は第6期に引き続いて、奥州市は第4・5期から返り咲いたということであり、見慣れた顔ぶりと言える。一方、金ケ崎町は、第5期では2位に入っていたので、対照的な順位と言える。

次に、対前期比について見ると、第5期では金ケ崎町の1.46倍、雫石町の1.42倍、第6期では住田町の1.40倍が目立っている。前期の順位に注目してみると、金ケ崎町19位、雫石町24位、住田町23位と、いずれも下位に位置していたことが、共通点として挙げられる。逆に、対前期比がマイナスになった保険者は、

第6期の盛岡北部行政事務組合の0.90倍、第7期の金ケ崎町0.96倍が挙げられる。盛岡北部行政事務組合の前期の順位が1位であったのに対し、金ケ崎町は14位と中位に位置していることが注目される。対前期比が大きく伸びる理由として、前期計画期間の介護保険財政が何らかの理由で苦しくなり、それを補うために次期の計画期間では保険料を引き上げる。逆に前期計画期間の介護保険財政に余裕があれば、次期の計画期間の保険料は低く抑えることが可能と考えられるため、上記に挙げた保険者の対前期比の変化は、概ね自然なものと解釈できるが、金ケ崎町だけはそれに当てはまらない。さらに、詳細に金ケ崎町の対前期比を見ると、第5期において対前期比1.46倍で保険料は2位の金額となっており、それが第7期まで影響を及ぼしている可能性もあるが、はっきりしたことはよく分からない。

第4期から第7期にかけての変化に注目すると、順位が上位の方で目立つのは、西和賀町や盛岡市であり、一貫して上位に位置している。逆に低位で安定しているのは、奥州市や遠野市を挙げることができる。もう一つ注目するとすれば、上位あるいは低位に移行している保険者である。前者であれば、紫波町や田野畑村を挙げることができ、後者であれば金ケ崎町を挙げることができる。

2. 岩手県における要介護認定率の推移

Ⅱ. の「2. 東北各県の要介護認定率の推移」では、福島県を除く東北各県は、近年低下傾向であることを示したが、岩手県内の保険者はどうなっているだろうか。

表2は、2009年から3年ごとに、岩手県内の介護保険者の要介護認定率をまとめたものである。なお、2018年度の統計は執筆時点で公表されていないため、2017年度で代替した。

認定率の高い保険者から見ていくと、西和賀町は2009年(18.9)から2017年度(23.9)まで、全て1位を占めている。続いて、一関地区広域行政組合は、2009(17.6)・2012年度(20.1)は3位であったが、2015(21.6)・2017年度(21.1)は2位である。一方、低い方では、金ケ崎町が2009年度(15.3)は18位であったものが、2015(16.5)・2017年度(15.6)は24位となっている。雫石町は、2009年度(16.8)に12位であったものが2012年度(20.2)には2位に上り詰め、2015年度(16.6)は22位、2017年度(15.9)は23位

と、2012年度の揺り戻しのような推移を示している。もう一つ、山田町は2009年度(13.9)では24位だったが、それ以降も一貫して順位は低く、2017年度(16.2)も22位を維持している。

また、対3年前比(2017年度のみ対2年前比)を見ると、2012年度では1.00を切り、認定率が下がった所はなかったが、2015年度には雫石町(0.82)、大槌町(0.95)、矢巾町(0.97)、金ケ崎町(0.98)と4つ保険者の認定率が対3年前比1.00を下回っている。さらに、2017年度では、下回る保険者数が増え、その数が15に上り、実に岩手県内保険者の半数を超えている。

表2 岩手県内保険者の要介護認定率

| 保険者 | 2017年度 | | | 2015年度 | | | 2012年度 | | | 2009年度 | |
|--------------------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|--------|----|
| | 認定率 | 順位 | 対2年前比 | 認定率 | 順位 | 対3年前比 | 認定率 | 順位 | 対3年前比 | 認定率 | 順位 |
| 盛岡 | 19.6 | 8 | 1.01 | 19.4 | 9 | 1.03 | 18.8 | 12 | 1.11 | 17.0 | 10 |
| 宮古 | 17.9 | 17 | 0.94 | 19.1 | 12 | 1.02 | 18.8 | 11 | 1.10 | 17.1 | 9 |
| 大船渡 | 18.1 | 15 | 0.98 | 18.4 | 16 | 1.08 | 17.0 | 20 | 1.09 | 15.7 | 17 |
| 花巻 | 19.8 | 7 | 1.00 | 19.8 | 6 | 1.05 | 18.8 | 10 | 1.07 | 17.6 | 4 |
| 北上 | 17.7 | 19 | 0.97 | 18.3 | 17 | 1.04 | 17.6 | 17 | 1.07 | 16.5 | 14 |
| 遠野 | 18.4 | 13 | 1.03 | 17.8 | 19 | 1.01 | 17.6 | 18 | 1.10 | 15.9 | 16 |
| 陸前高田 | 19.3 | 9 | 1.01 | 19.1 | 13 | 1.02 | 18.7 | 13 | 1.25 | 15.0 | 21 |
| 釜石 | 20.4 | 3 | 1.05 | 19.5 | 7 | 1.02 | 19.1 | 8 | 1.10 | 17.3 | 7 |
| 奥州 | 19.1 | 10 | 1.05 | 18.3 | 18 | 1.03 | 17.7 | 16 | 1.11 | 16.0 | 15 |
| 雫石 | 15.9 | 23 | 0.96 | 16.6 | 22 | 0.82 | 20.2 | 2 | 1.20 | 16.8 | 12 |
| 滝沢 | 17.9 | 18 | 0.95 | 18.8 | 14 | 1.14 | 16.6 | 22 | 1.10 | 15.1 | 20 |
| 紫波 | 17.3 | 20 | 1.02 | 17.0 | 20 | 1.07 | 15.9 | 24 | 1.10 | 14.5 | 22 |
| 矢巾 | 16.3 | 21 | 0.96 | 16.9 | 21 | 0.97 | 17.5 | 19 | 1.02 | 17.2 | 8 |
| 西和賀 | 23.9 | 1 | 1.05 | 22.7 | 1 | 1.06 | 21.4 | 1 | 1.13 | 18.9 | 1 |
| 金ケ崎 | 15.6 | 24 | 0.95 | 16.5 | 24 | 0.98 | 16.7 | 21 | 1.09 | 15.3 | 18 |
| 住田 | 20.3 | 5 | 1.05 | 19.3 | 10 | 1.05 | 18.3 | 15 | 1.11 | 16.6 | 13 |
| 大槌 | 18.3 | 14 | 0.99 | 18.4 | 15 | 0.95 | 19.3 | 7 | 1.27 | 15.2 | 19 |
| 山田 | 16.2 | 22 | 0.99 | 16.5 | 23 | 1.03 | 16.0 | 23 | 1.15 | 13.9 | 24 |
| 岩泉 | 20.1 | 6 | 0.97 | 20.7 | 4 | 1.04 | 20.0 | 4 | 1.09 | 18.2 | 2 |
| 田野畑 | 18.0 | 16 | 0.93 | 19.5 | 8 | 1.04 | 18.6 | 14 | 1.33 | 14.0 | 23 |
| 二戸地区 ¹⁾ | 18.6 | 11 | 0.97 | 19.3 | 11 | 1.00 | 19.4 | 6 | 1.11 | 17.4 | 6 |
| 盛岡北部 ²⁾ | 20.4 | 4 | 0.98 | 20.9 | 3 | 1.06 | 19.7 | 5 | 1.12 | 17.5 | 5 |
| 久慈広域 ³⁾ | 18.4 | 12 | 0.92 | 20.1 | 5 | 1.06 | 18.9 | 9 | 1.12 | 16.8 | 11 |
| 一関地区 ⁴⁾ | 21.1 | 2 | 0.98 | 21.6 | 2 | 1.08 | 20.1 | 3 | 1.14 | 17.6 | 3 |
| 岩手県 | 19.1 | - | 0.99 | 19.2 | - | 1.04 | 18.6 | - | 1.11 | 16.7 | - |

(注1) 1)～4)は、それぞれ以下の団体を指す。1)：二戸地区広域行政事務組合(二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)、2)：盛岡北部行政事務組合(八幡平市、葛巻町、岩手町)、3)：久慈広域連合(久慈市、普代村、洋野町、野田村)、4)：一関地区広域行政組合(一関市、平泉町)

(注2) 要介護認定率は、第1号被保険者数に占める第1号被保険者要介護認定者数の割合である。

(出典) 各年度の介護保険事業状況報告(年度)。ただし、2017年度のみ介護保険事業状況報告(暫定)。

3. 1号介護保険料と要介護認定率からみた岩手県内保険者

都道府県の分析と同様に、1号介護保険料と要介護認定率から、岩手県内の保険者を分類することで、岩手県における各保険者の相対的な位置を確認する。そのため、要介護認定率を横軸、1号介護保険料を縦軸とする散布図を用いるのも、同様である。分析は、前々項の1号介護保険料の分析と同様に、2009年度から3年ごとに行ったが、ここでは分布にそれぞれ特徴を持つ2012年度、2015年度、2017年度を取り上げる(図

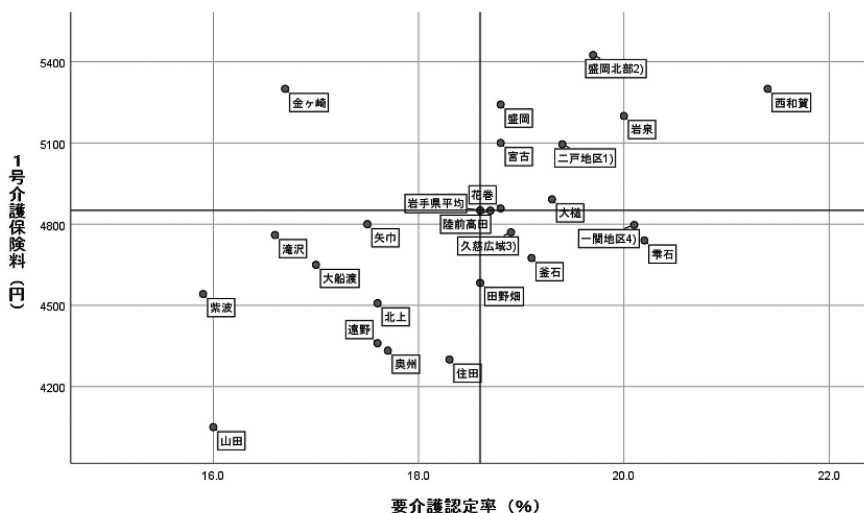


図7 岩手県内保険者による1号介護保険料と要介護認定率の散布図(2012年度)
 (注) 1)～4)は、表1の(注1)の内容と同様。

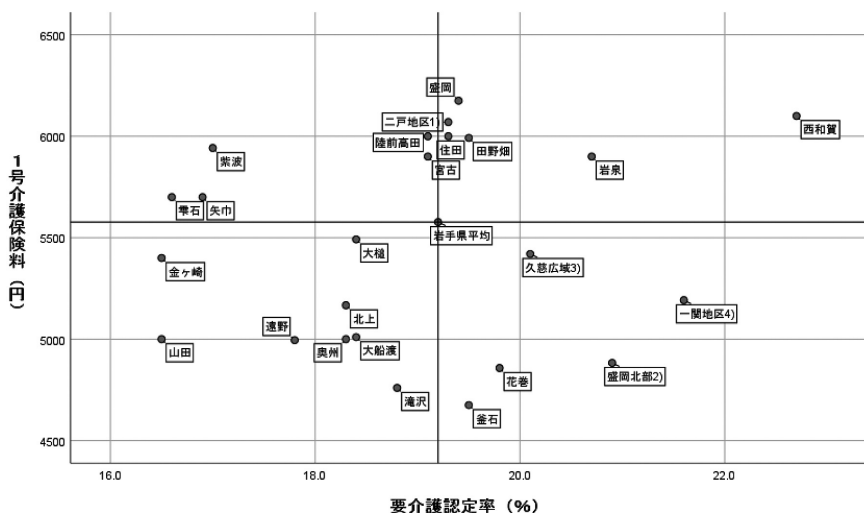


図8 岩手県内保険者による1号介護保険料と要介護認定率の散布図(2015年度)
 (注) 1)～4)は、表1の(注1)の内容と同様。

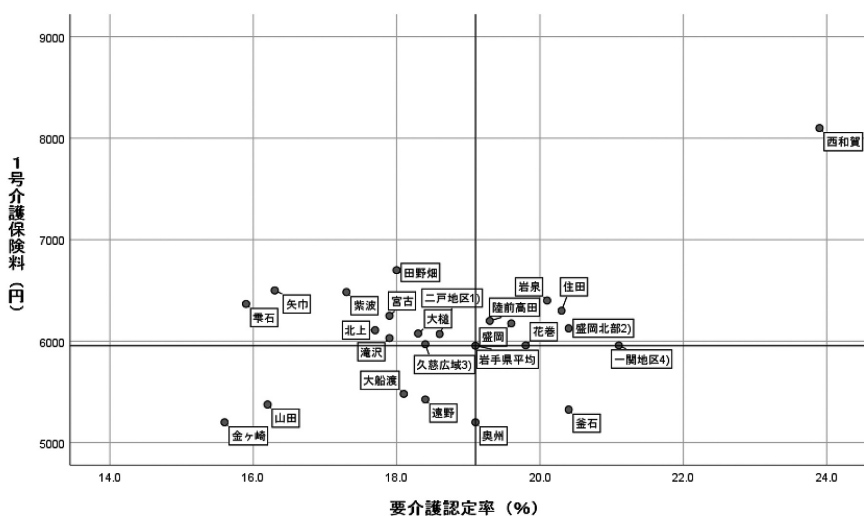


図9 岩手県内保険者による1号介護保険料と要介護認定率の散布図(2017年度)
 (注) 1)～4)は、表1の(注1)の内容と同様。

7～9)。

まず、2012年度を見るが、散布図は都道府県の分析と同様に岩手県平均(加重平均)の値も示した。そして、岩手県平均のプロットを原点として十字に区分し、岩手県内保険者を分類した(図7)。これによれば、1号介護保険料も要介護認定率も高いのは、西和賀町や盛岡北部行政事務組合、岩泉町である。逆に、1号介護保険料も要介護認定率も低いのは、山田町や紫波町である。一方で、要介護認定率は低いのに、1号介護保険料が高いのは、金ケ崎町である。

次に、2015年度になると、1号介護保険料、要介護認定率ともに高いのは、前期と同様に西和賀町と岩泉町である。逆に、1号介護保険料も要介護認定率も低いのは、これも前期に引き続き山田町である。一方で、要介護認定率は低いのに1号介護保険料が高いのは、紫波町となり、要介護認定率は高いのに、1号介護保険料が低いのは、一関地区広域行政組合(一関市、平泉町)、盛岡北部行政事務組合である。

そして、2017年度になると、1号介護保険料、要介護認定率ともに高いのは、前々期・前期と同様に西和賀町である。逆に、1号介護保険料も要介護認定率も低いのは、これも前期に引き続き山田町のほか、金ケ崎町も挙げることができる。一方で、要介護認定率は高いのに、1号介護保険料が低いのは、釜石市となる。最後に、2012年度から2015年度までの変化を追うと、西和賀町は一貫して、1号介護保険料も要介護認定率

も高い位置にあるのに対し、山田町は一貫して、両方とも低い位置にある。また、釜石市は、一貫して、要介護認定率はやや高いものの、1号介護保険料はやや低い位置にある。一方、変化の大きいものとして、金ケ崎町は2012年度には、要介護認定率は低いのに、1号介護保険料は高い位置にあったが、2015年度には要介護認定率は低いままに、1号介護保険料は岩手県平均と同じくらいに、そして、2017年度には要介護認定率も、1号介護保険料も低い位置と、ダイナミックに推移しており、注目される。

また、散布図の分布を見ると、2015年度は右肩上がりになっており、正の相関があるように見えるが、2015年度や(西和賀町を外れ値とみなすと)2017年度はそのような傾向は見られず、無相関のように見える。そこで、相関係数を算出してみると、図10の通りとなり、都道府県のデータでは0.7前後と強い正の相関を維持しているものの、岩手県内保険者のデータでは2009年度や2012年度では、0.3～0.6の間を示しており、(やや)弱い正の相関を示していたものが、2015年度や2017年度では無相関となっていることが、確かめられた。従って、少なくとも岩手県内保険者において、1号介護保険料と要介護認定率の関連性を見ることは、あまり意味をなさなくなっている。前項で確認したとおり、要介護認定率が下がっている状況を考えれば、当然の結果であろう。

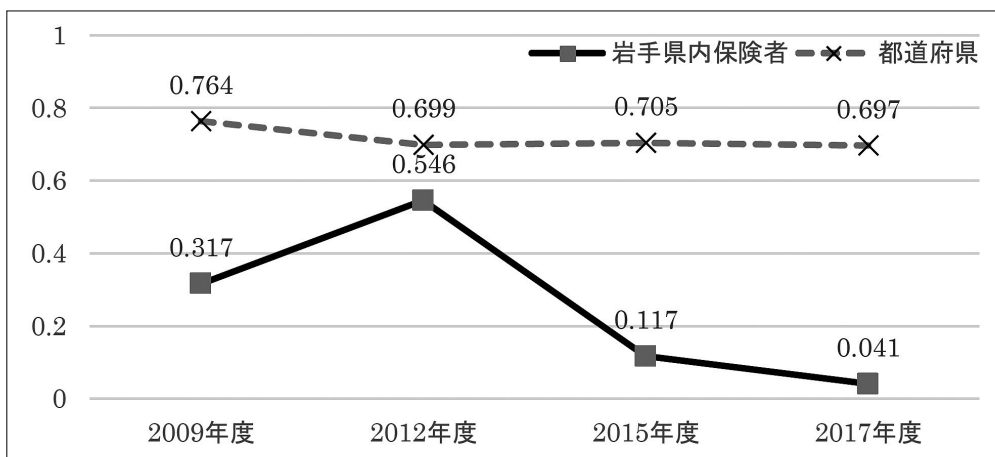


図10 1号介護保険料と要介護認定率の相関係数

(注) 2017年度の岩手県内保険者の値は、西和賀町を外れ値として除いた値。

IV. おわりに

本稿では、岩手県における1号介護保険料や要介護認定率の状況を確認してきた。そこで、①1号介護保険料、②要介護認定率、③1号介護保険料と要介護認定率からみた岩手県内保険者について、その結果をまとめておく。

まず、①1号介護保険料については、岩手県を全国と比較すると、第5期までは全国平均を下回っていたが、第6期からは上回っており、東北の中で中位に位置する。岩手県内では、金ケ崎町が相対的に順位を下げていることが注目される。

次に、②要介護認定率では、岩手県は概ね全国平均を上回っており、東北の中でも近年は上位に位置する。岩手県内では、近年、認定率が下がった保険者が増えており、それが県内全体の半分以上を超えていることが大きな変化として挙げられる。

そして、③1号介護保険料と要介護認定率からみた東北の中における岩手県の位置を見ると、中間的な位置にあること、岩手県内保険者については、1号介護保険料と要介護認定率の相関が弱まっており、近年は無相関と言って良いことが分かった。

そもそも本稿の問題意識は、「保険者機能強化推進交付金」に端を発しているわけだが、その点から考察すると、保険者機能強化推進交付金を実施される前より、岩手県では1号介護保険料について上昇抑制傾向が見られ、要介護認定率が低下している介護保険者が多いという事実を、改めて認識しておく必要がある。特に、岩手県内の保険者の中では、金ケ崎町の変化は、「保険者機能強化推進交付金」が目指す方向と一致しており、今後の動向に注目すべきであろう。

宣のように介護保険事業者に対してインセンティブを付与することに賛成の意見もあるが(宣, 2018)、「保険者機能強化推進交付金」について、三原は「①全ての高齢者が要介護度を維持・改善できるわけではない、(中略)③介護保険が掲げた『自己選択』の理念が失われる危険性がある、(中略)⑤和光方式は予防に限らない」と注意を喚起している(三原, 2017)。したがって、介護保険料や要介護認定率が引き下げられたという結果だけに一喜一憂するのではなく、その中身も検証していく姿勢が求められよう。

最後に、本稿の限界として、概ね実態の把握に留まっていることを挙げておく。今回の実態把握から得られた結果が、何によってもたらされているのかについて

は、今後の課題としたい。

引用文献

小林哲也 2011 介護保険制度における都道府県別要介護認定率の較差と要介護度の関係性 大妻女子大学人間関係学部紀要 第13号 pp.117-128

厚生労働省 2017 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案のポイント (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-06.pdf>) 2018年12月16日閲覧

三原岳 2017「治る」介護、介護保険の「卒業」は可能か 改正法に盛り込まれた「自立支援介護」を考える ニッセイ基礎研レポート 2017-12-20 pp.1-9 (<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=57438&pno=1>) 2018年12月16日閲覧

南園智人 2018 秋田県と全国の要介護認定率の比較 秋田県公衆衛生学雑誌 第14巻第1号 pp.10-14

WAN NET 2018 介護保険最新情報 vol.622 (<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/0302100443986/ksVol.622.pdf>) 2018年7月15日閲覧

大澤理沙 2015 東日本大震災が市町村の要介護認定率に与えた影響 厚生指針 第62巻第3号 pp.25-31

宣賢奎 2018 要介護度改善と成功報酬 共栄大学研究論集 第16号 pp.15-28

財団法人厚生統計協会編 2008 図説 統計でわかる介護保険 2008 介護保険統計データブック 財団法人厚生統計協会